

球磨村告示第48号

令和4年第9回球磨村議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年12月1日

球磨村長 松谷 浩一

1 期 日 令和4年12月9日

2 場 所 球磨村議会議場

---

○開会日に応招した議員

永椎樹一郎君

西林 尚賜君

宮本 宣彦君

板崎 壽一君

東 純一君

犬童 勝則君

嶽本 孝司君

舟戸 治生君

高澤 康成君

田代 利一君

---

12月12日に応招した議員

同 上

---

12月13日に応招した議員

〃

---

12月14日に応招した議員

〃

---

12月16日に応招した議員

〃

---

○応招しなかった議員

---

---

令和4年 第9回 球磨村議会定例会会議録(第1日)

令和4年12月9日(金曜日)

場所 球磨村議会議場

---

議事日程(第1号)

令和4年12月9日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一部事務組合議会報告
- 日程第4 陳情書について
- 日程第5 議案第54号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第6 議案第55号 一勝地交流センター「かわせみ」の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第56号 球磨村立義務教育学校設置条例の制定について
- 日程第8 議案第57号 球磨村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第58号 球磨村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第59号 球磨村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第60号 球磨村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第61号 令和4年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第13 議案第62号 令和4年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第14 議案第63号 令和4年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第15 同意第4号 球磨村教育委員会委員の選任同意について
- 日程第16 同意第5号 球磨村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第17 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について

- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一部事務組合議会報告
- 日程第4 陳情書について
- 日程第5 議案第54号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第6 議案第55号 一勝地交流センター「かわせみ」の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第56号 球磨村立義務教育学校設置条例の制定について
- 日程第8 議案第57号 球磨村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第58号 球磨村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第59号 球磨村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第60号 球磨村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第61号 令和4年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第13 議案第62号 令和4年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第14 議案第63号 令和4年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第15 同意第4号 球磨村教育委員会委員の選任同意について
- 日程第16 同意第5号 球磨村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第17 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

---

出席議員（10名）

1番 永椎樹一郎君	2番 西林 尚賜君
3番 宮本 宣彦君	4番 板崎 壽一君
5番 東 純一君	6番 犬童 勝則君
7番 嶽本 孝司君	8番 舟戸 治生君
9番 高澤 康成君	10番 田代 利一君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 蔵谷 健 書記 山口 隆雄

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長	門崎 博幸君
教育長	森 佳寛君	総務課長	上薮 宏君
復興推進課長	友尻 陽介君	税務住民課長	境目 昭博君
保健福祉課長	大岩 正明君	産業振興課長	犬童 和成君
建設課長	松舟 祐二君	会計管理者	假屋 昌子君
教育課長	高永 幸夫君		

---

午前10時00分開会

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。本日は第9回定例会が招集されましたところ、全員ご出席です。ただいまから令和4年第9回球磨村議会定例会を開会します。

会議に先立ち、9月定例会以降の行事と諸般の報告をします。

それぞれの行事につきましては、お手元に配付してあるとおりですので、報告書をもって報告に代えさせていただきます。

続いて、9月定例会以降の例月出納検査について、議会推薦監査委員板崎壽一君にその報告をお願いいたします。

○議員（4番 板崎 壽一君） おはようございます。9月定例議会以降の例月出納検査の結果について、ご報告申し上げます。

令和4年8月、9月、10月分の結果については、報告書のコピーをお手元に配付しておりますが、検査の結果につきましては、それぞれ何ら不正非違の点は見受けられず、全て適正でありました。

なお、数値等の詳細については、報告書を事務局に備えてありますので、御覧ください。

以上で、例月出納検査の報告を終わります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名について**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第1、会議録署名議員の指名について、会議規則第123条の規定によって指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、5番、東純一君、6番、犬童勝則君を指名します。

---

## 日程第2. 会期の決定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの8日間にしたいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月16日までの8日間に決定しました。

---

## 日程第3. 一部事務組合議会報告

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第3、一部事務組合議会の報告を行います。

まず、人吉球磨広域行政組合議会の報告をお願いいたします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） おはようございます。それでは、人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

令和4年第4回人吉球磨広域行政組合定例会1日目が、令和4年11月25日午前10時から開催をされました。

日程第1、会議録署名議員の指名では、人吉市の4番、高瀬堅一議員、同じく人吉市の5番、宮崎保議員が指名をされました。

日程第2、会期の決定では、あさぎり町の皆越てる子議会運営委員会委員長報告の後、会期は、11月25日に開会し、12月23日を閉会とする29日間とし、11月26日から12月22日までを休会するというように決定されました。

日程第3、行政報告では、令和4年第3回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、認定第1号令和3年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について（継続）でございますが、この案件については、8月26日に開かれた第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会において、令和3年度決算特別委員会が設置され、同委員会に付託されており、人吉市の田中哲同委員会委員長から認定とする報告があり、質疑、採決を行い、原案のとおり、認定をされました。

日程第5、議案第15号人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第6、議案第16号令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）、日程第7、議案第17号熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、この3件については、一括して理事会代表理事の提案理由の説明を受け、日程第5、議案第

15号及び日程第6、議案第16号については、執行部の補足説明を受けた後、質疑、採決を行い、原案のとおり、可決されました。

閉会日となる12月23日の議事日程については、最初に一般質問を行い、次に議案第17号について、執行部の補足説明の後、質疑、採決を行い、最後に委員会の閉会中の継続調査を諮り、閉会することとし、定例会1日目を散会いたしました。

なお、定例会散会後に全員協議会が開かれ、執行部から葬祭場関係の報告と本組合議会議員定数についての協議がありました。議員定数については、議会運営委員会委員長から調査に関する中間報告があり、報告の議員定数削減案のとおり、構成市町村議会にご検討をお願いすることに決定をいたしました。

以上、令和4年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目の会議結果について報告をいたします。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の報告をお願いします。5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） おはようございます。それでは、報告いたします。

令和4年11月25日、人吉下球磨消防組合本部会議場において開かれました令和4年11月第4回人吉下球磨消防組合議会定例会の会議結果を報告いたします。

会議の結果。

日程第1、会期の決定。令和4年11月25日、1日間と決定。

日程第2、会議録署名議員の指名。7番、立道徹議員（山江村選出）、1番、東議員（球磨村選出）を指名。

日程第3、議案第1号令和3年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について。歳入合計予算現額11億4,057万1千円、収入済額11億3,275万2,912円、歳出合計予算現額11億4,057万1千円、支出済額11億1,287万1,144円、実質収支額1,736万5千円、そのようなことで、以上にて原案認定しました。

日程第4、議案第2号人吉下球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。原案可決。

日程第5、議案第3号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。原案可決。

日程第6、議案第4号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について。令和4年7月11日付、議案第2号をもって議決された令和4年度人吉下球磨消防組合中央消防署西分署新庁舎建設工事に係る工事請負契約の締結について、契約金額を2億9,000万から2億1,000万4,650円に改めるもの。原案可決。

日程第7、議案第5号令和4年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算について。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,933万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億615万9千円とするもの。原案可決。

日程第8、議案第6号熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について。原案可決。

日程第9、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告。令和4年7月11日の第7回の特別委員会についての報告が委員長よりありました。

以上で、消防組合からの報告を終わります。

○議長（舟戸 治生君） 以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

---

#### 日程第4. 陳情書について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第4、陳情書を議題とします。

本定例会において、熊本県医療介護福祉労働組合連合会一二三美香執行委員長から、介護保険制度の改善を求める陳情書、医療・介護・保育・福祉などの職場で働く全ての労働者の大幅賃上げを求める陳情書、安全安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善を求める陳情書が提出されています。

内容は、お手元に配付してあるとおりです。

お諮りします。ただいま議題としました陳情書については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会付託を省略して本会議で審議したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました陳情書については、委員会付託を省略することに決定しました。

なお、審議は慣例により執行部提出議案の審議終了後に行うことにいたします。

それでは、これから議案の上程を行います。

---

#### 日程第5. 議案第54号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（舟戸 治生君） 日程第5、議案第54号熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして、皆さん、おはようございます。令和4年第9回球磨村議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席を頂き、ここに第9回定例会が開催されますことに厚くお礼を申し上げます。

今回の定例会では、議案10件、同意2件、諮問1件を上程させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、上程いただきました議案第54号熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本村が加入している熊本縣市町村総合事務組合の構成団体である菊池環境保全組合が令和5年3月31日をもって解散し、同日限りで事務組合から脱退いたします。そのため、熊本縣市町村総合事務組合を構成する地方公共団体の数の減少及び組合規約第3条第1号に規定された退職手当に関する事務に関して、並びに第3条第9号に規定された公務上または通勤による災害補償の事務に関して、熊本縣市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要があるとございます。

地方自治法第290条の規定により、熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、加入する関係団体の議会の議決を経る必要があるとございますので、今回の定例会において同文による議決をお願いするものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第6. 議案第55号 一勝地交流センター「かわせみ」の指定管理者の指定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第6、議案第55号一勝地交流センター「かわせみ」の指定管理者の指定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第55号一勝地交流センター「かわせみ」の指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

令和2年度末で指定期間が満了し、現在は村直営の管理運営体制となっております一勝地交流センター「かわせみ」につきまして、新たに指定管理者の公募のため、今年の9月1日から9月16日まで公告を行い、村のホームページにおきましても広く周知を図ったところでございます。

その結果、4団体から指定の申請書が提出され、11月21日に指定管理候補者選定委員会を開催し、一般社団法人トラックセッションを候補者として選定したところでございます。

指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び球磨村公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第6条の規定により、議会の議決を経て指定することとなっております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---



#### 日程第7. 議案第56号 球磨村立義務教育学校設置条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第7、議案第56号球磨村立義務教育学校設置条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第56号球磨村立義務教育学校設置条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の条例の制定は、令和6年4月から開校する義務教育学校の設置に伴い、学校の名称と位置を定めるものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行し、球磨村立学校設置条例は廃止いたします。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第8. 議案第57号 球磨村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第8、議案第57号球磨村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第57号球磨村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、令和4年人事院給与勧告、熊本県人事委員会勧告に基づき、月例給及び勤勉手当の年間支給率を引き上げる改正を行うものでございます。

いずれの改正につきましても、3年ぶりの引上げとなり、民間給与との格差を解消するため、主に初任給及び若年層の俸給月額を引き上げる内容となっております。

さらに、令和5年4月1日からの定年延長の施行に伴い、60歳を超える職員の給料月額を60歳以前の7割水準とするなど、関係条文を改正しております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第9. 議案第58号 球磨村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第9、議案第58号球磨村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第58号球磨村職員の定年等に関する条例の一

部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回、国家公務員法の一部改正において、職員定年の段階的引上げ等の制度が設けられたことを踏まえ、地方公務員法の一部改正により、国家公務員の定年を基準として、その定年を条例で定めている地方公務員についても、同様の措置を講ずることとされております。

主な改正内容としましては、組織の新陳代謝の確保と活力を維持するため、60歳を超えた職員の役職定年制の導入や、60歳に達した日以降、定年前に退職した職員について、希望により65歳まで短時間勤務での採用が可能となる定年前再任用短時間勤務制の導入などとなっております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

**日程第10. 議案第59号 球磨村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第10、議案第59号球磨村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第59号球磨村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、人事院において妊娠・出産・育児等と仕事の両立・支援のために措置を講じることとされていることから、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正を踏まえ、必要な事項について改正を行っているものでございます。

主な改正内容としましては、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業取得の柔軟化等でございます。

また、令和5年4月1日から施行される定年延長に合わせ、一部条文についても改正を行っております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

**日程第11. 議案第60号 球磨村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第11、議案第60号球磨村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第60号球磨村職員の定年等に関する条例の一

部を改正する条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

この条例の制定につきましては、令和5年4月1日から施行される定年延長に伴い、関連する条例の廃止、条文の変更及び条項のずれ等について整理を行っております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

**日程第12. 議案第61号 令和4年度球磨村一般会計補正予算について**

**日程第13. 議案第62号 令和4年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について**

**日程第14. 議案第63号 令和4年度球磨村介護保険特別会計補正予算について**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第12、議案第61号令和4年度球磨村一般会計補正予算から日程第14、議案第63号令和4年度球磨村介護保険特別会計補正予算までは、令和4年度の一般会計及び特別会計の補正予算ですので、3議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました議案第61号から議案第63号について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第61号令和4年度球磨村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

まずは、歳出からご説明いたします。

各費目の物件費につきましては、原油価格及び物価高騰に伴い、関係経費を増額しております。

予算書14ページの情報通信施設管理費は、松舟地区の災害復旧工事や実績に伴う光ケーブル移設経費を増額しております。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍において原油価格や物価高騰の影響を受けている介護施設及び保育園、移動販売事業者、認定農業者等、そして、くま川鉄道株式会社への支援を行う関係経費を増額しております。

一方で、村公式ウェブサイトの再構築が年度内に完了できないこと、そして、健康増進フィットネス事務関係備品の納品が令和5年3月頃の見込みとなったため、それぞれ委託料を減額しておりますが、減額した国の交付金分につきましては、計画の変更を県へ提出し、対象となる既存事業への財源組替えを行っております。

15ページの災害対策費では、国に提出した防災集団移転促進事業計画の同意を受けたことから、山口地区宅地造成避難路整備委託料の増額と住宅建設に係る利子相当額を助成する住宅移転事業補助金を計上しております。

16ページの戸籍住民基本台帳費では、渡及び一勝地郵便局にマイナンバーカードの申請サポート業務を委託し、さらなる取得促進を図ります。

また、県議会議員選挙費では、令和5年4月に任期満了を迎える熊本県議会議員選挙に伴う令和4年度に係る関係経費を計上しております。

17ページの予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種の5回目及び乳幼児接種体制確保に係る関係経費を増額しております。

18ページの農業振興費のうち、経営所得安定対策推進事業補助金は、農林水産省地理情報管理システム、いわゆるeMAFF地図への移行に伴い、球磨村再生協議会への補助金を計上しております。

19ページの商工振興費では、令和2年7月豪雨災害からの事業再建を支援する商工業再建設備整備等補助金の申請見込みが増加したため、増額しております。

20ページの小中一貫校推進事業費では、令和6年4月開校予定の義務教育学校の校旗の作成を来年度計画しておりますが、納期に1年かかる見込みのため、その前段階として校章デザイン作成業務委託料を計上し、校章のデザインを固めてまいります。

また、災害対策費では、令和2年7月豪雨で被災した渡小学校校舎等を解体する関係経費を計上しております。

21ページの農業用施設災害復旧費、林業用施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費では、本年の災害復旧関連経費を計上しております。

なお、各費目の会計年度任用職員を含む人件費は、人事院勧告に基づく給与改定に伴って補正を行っております。

歳入につきましては、国・県支出金を事業費や交付決定等に合わせて補正するとともに、地方債の増額や財源組替えにより基金繰入金を増額しております。

また、地方債は、第2表に示しているとおり、災害復旧事業債の追加等を補正し、一般財源として繰越金を追加しております。

このようなことから、今回は8億42万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ66億5,273万6千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第62号令和4年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、保険給付費の増額に伴い、県支出金を増額しております。また、歳出の一般被保険者保険税還付金の財源としまして、繰越金を増額しております。

次に、歳出につきましては、保険給付費の一般被保険者における療養給付費及び高額給付費におきまして、今後の支出見込額に合わせて増額しております。また、資格異動等による一般被保険者保険税還付金につきましては、諸支出金を計上しております。

このようなことから、今回は4,488万3千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億

4,989万9千円とする予算を編成したところでございます。

最後に、議案第63号令和4年度球磨村介護保険特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、総務費において、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬等を増額したほか、地域支援事業においては、介護予防ケアプラン作成に係る委託件数の増加を見込み、介護予防ケアマネジメント業務委託料を増額しております。また、諸支出金において、令和3年度介護給付費国庫負担金等の確定に伴う返還金を計上しております。

歳入につきましては、国庫補助金の交付決定等に合わせて補正し、一般財源として繰越金を追加いたしております。

このようなことから、今回は1,542万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億3,392万5千円とする予算を編成したところでございます。

以上、令和4年度一般会計並びに各特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### **日程第15. 同意第4号 球磨村教育委員会委員の選任同意について**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第15、同意第4号球磨村教育委員会委員の選任同意を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました同意第4号球磨村教育委員会委員の選任同意について、提案理由をご説明申し上げます。

本村の教育委員会委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定に基づき、その定数を4人と定められております。

今回、大無田光幸委員の任期が令和5年2月8日で満了を迎えるため、引き続き教育委員会委員に選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるところでございます。

大無田氏につきましては、平成26年に就農され、平成28年から球磨村栗技術指導員として、また、JA梨部会幹事、球磨村果実研究会会計として、本村の農業発展にご尽力を頂いている傍ら、渡小学校6年の児童の保護者としてPTA活動にも積極的に参加されるなど、地域の方々の信頼も厚く、本村教育の振興・発展のために情熱を持って積極的に取り組んでいただくものと期待しているところであり、教育委員として適任であると存じます。

ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第16. 同意第5号 球磨村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第16、同意第5号球磨村固定資産評価審査委員会委員の選任同意を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました同意第5号球磨村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、提案理由をご説明申し上げます。

本村の固定資産評価審査委員会委員は、地方自治法180条の5第3項の規定に基づき、球磨村税条例第78条の規定により、その定数を3人と定めております。

これまで執務いただいております小川成正委員の任期が令和4年12月20日で満了いたしますことから、後任として今村茂喜氏を本村の球磨村固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

今村氏につきましては、昭和43年に球磨村職員として採用されて以来、平成20年に退職されるまでの間、建設課長、総務課長などの要職を歴任され、村の振興・発展にご尽力を頂きました。また、現在は区長をされており、地域の方の信頼も厚く、固定資産評価審査委員会委員として適任の方であると確信いたしております。

ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第17. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第17、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由をご説明申し上げます。

人権擁護委員は、本村におきまして、3人の委員により、それぞれ3年の任期でお務めいただいておりますが、現在お務めいただいております吉田智子委員の任期が令和5年3月31日で満了いたしますので、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会のご意見を求めるものでございます。

吉田智子氏は、平成26年4月1日に法務大臣から委嘱を受け、人権擁護委員として職責・使命を深く認識されながら、現在3期目としてご活躍されております。また、元球磨村社会福祉協議会事務局長としてのご経歴をお持ちであり、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じられておられる方で、人権擁護委員として最も適任と考えております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

---

○議長（舟戸 治生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月12日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでございました。

午前10時40分散会

---